

建設工事等の入札に参加される皆様へ

建設工事等に係る入札の透明性確保等に向けて

<令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から変更>

1 最低制限価格の設定範囲に係る見直し【建設工事】

品質確保及びダンピング受注防止の観点から、建設工事における最低制限価格制度を実施していますが、最低制限価格における決定の透明性・公平性のため設定範囲を見直します。
なお、建設工事に関する測量・調査・設計等の委託についての変更はありません。

(1) 変更内容

旧：予定価格のおおむね 85%～92%



新：予定価格の 85%～92%

※ 設定基準により算出された額に、一定の範囲内で調整加える取扱いについて廃止します。

2 見積設計単価等に係る見直し【建設工事・建設工事に係る委託】

見積設計単価等については、見積提出者等に不利益を与えるおそれがあることなどから、これまで非公表としていましたが、閲覧図書における積算の透明性、客観性向上のため、入札閲覧時に原則公表します。

(1) 変更内容

旧：非公表



新：入札閲覧時に原則公表

(2) 実施方法

- 決定した見積設計単価等を設計図書の一部として、入札閲覧時に公表
(各見積提出者名及び各見積提出者の見積金額等は非公表)

※ 産業廃棄物処分料、借地料、物価資料により決定した単価、機械損料、単独見積により決定した単価、見積提出者から非公表の条件が付された場合の単価については、それぞれ見積提出者等に不利益を与えるおそれがあることなどから、これまでどおり非公表

<令和5年4月1日以降に契約を締結する案件から変更>

3 中間前金払請求手続きの簡素化【建設工事】

手続きの簡素化・迅速化を図り、中間前金払制度の円滑な利用環境を整備するため、工程表等の添付について、国・県と同様に不要としました。

○中間前金払の認定請求時に発注者へ提出する書類

旧：中間前金払認定請求書（第4号様式）、工程表、工事費内訳書、工事写真



新：中間前金払認定請求書（第4号様式）のみ

事務担当

いわき市財政部契約課 工事契約係

電話 0246-22-7419